

利益相反管理方針

1. 法令等の遵守

当社は、お客さまの利益を最優先に考え、お客さまと当社の間における利益相反のおそれのある取引等に関して、お客さまの利益が不当に害されることのないよう公正かつ適切に業務を行います。

2. 定義

利益相反管理対象取引とは、当社とお客さまの間、および当社のお客さま相互間において、利害の対立や競合等により、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

3. 利益相反管理対象取引の類型・特定方法

(1) 利益相反管理対象取引が生じる可能性がある業務

- ① 損害保険・生命保険代理店業
- ② 旅行業
- ③ 不動産業
- ④ その他当社の行う業務のうち、利益相反に関わる可能性がある業務

(2) 利益相反管理対象取引の類型

- ① お客さまと当社との利害が対立する取引
- ② お客さま同士で利害が対立する取引
- ③ お客さまから入手した情報を不当に利用して、当社または他のお客さまが利益を得る取引

なお、対象取引の特定については、個別確認のうえ、利益相反管理対象取引の該当性を確認します。

4. 利益相反管理対象取引の具体例

利益相反管理対象取引の具体例として、以下が挙げられます。

- ・ お客さまの保険金請求に関して、損害保険代理店業以外の業務での売り上げを増大させるため、修理費を不当に上乘せするような取引を行うこと。
- ・ お客さまの保険金請求に関して、損害保険代理店業以外の業務での売り上げを増大させるため、救援者の旅行費等の請求を不当に上乘せするような取引を行うこと。
- ・ お客さまの意向を確認することなく、手数料の高い商品や自社に有利な商品のみを勧めること。

5. 利益相反管理対象取引の管理方法

当社は、利益相反管理対象取引を適切に管理し、お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切に業務を行います。

利益相反管理対象取引に該当すると判断する場合は、以下の措置を講じます。

- ・利益相反管理対象取引の中止
- ・取引条件または方法の変更
- ・その他、利益相反状態を解消するための措置

6. 管理体制

当社は、利益相反管理が適切になされるよう、利益相反管理責任者を配置し、対象取引を一元的に管理します。また、これらの管理を適切に行うため、必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることがないように努めます。

2026年3月25日
熊本電気鉄道株式会社